平成２８年（フ）第１１３号
静岡県富士市柚木346番地の３
破産者　被相続人松山勉の相続財産
１　決定年月日　平成29年８月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第１６号
岩手県宮古市新町２番31号
破産者　有限会社坂下商会
１　決定年月日　平成29年８月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２９年（フ）第２６号
（亡皆川芳夫の最後の住所）茨城県常陸太田市松栄町782番地117
破産者　亡皆川芳夫相続財産
１　決定年月日　平成29年８月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（フ）第７３３５号
東京都新宿区高田馬場１丁目31番16号　守山ビル６階、商業登記簿上の本店所在地東京都新宿区高田馬場１丁目31番16号
破産者　株式会社音楽専科社
１　決定年月日　平成29年８月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１７１９号
福岡市東区箱崎ふ頭３丁目４番26―1405号
破産者　真子　敦司
１　決定年月日　平成29年８月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１０９号
福岡県宗像市石丸１丁目７番10号　メゾンドアヤＮｏ．２　101号、前住所神奈川県相模原市緑区寸沢嵐398番地２
破産者　浅沼　眞弓
１　決定年月日　平成29年８月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第９１０号
京都府南丹市園部町木崎町正尺18番地１、破産手続開始決定時の住所京都府南丹市園部町小山東町平成台２号19番地
破産者　中川　和仁
１　決定年月日　平成29年８月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１９９０号
福岡市東区香椎駅東３丁目30番57号
破産者　坂本　翔太
１　決定年月日　平成29年８月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１０４号
富山県氷見市窪1285番地
破産者　田中諭美子
１　決定年月日　平成29年８月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第７号
富山県高岡市中保69番地　中保市営住宅Ｄ棟402号、開始決定時の住所富山県高岡市御旅屋町48番地２　ＹＳＢ61ビル206号
破産者　吉岡　弘純
１　決定年月日　平成29年８月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２７年（フ）第２５９号
静岡県富士市富士岡186番地の１
破産者　中村　哲也
１　決定年月日　平成29年８月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第１８９号
神戸市東灘区本山中町４丁目５番19号　ハミングバード本山　301号
破産者　廣田阿佐緒
１　決定年月日　平成29年８月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２５５号
神戸市兵庫区駅南通２丁目２番22―505号、従前の住所神戸市垂水区つつじが丘３丁目２番地の７
破産者　向井　教子
１　決定年月日　平成29年８月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１８７４号
福岡市中央区桜坂１丁目15番５―302号、前住所福岡市中央区赤坂３丁目４番22―1401号
破産者　吉田　　淳
１　決定年月日　平成29年８月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第８４号
福岡県糟屋郡久山町大字久原3549番地145
破産者　宮崎　清美
１　決定年月日　平成29年８月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１７８号
鹿児島県鹿児島市東俣町718番地２
破産者　谷口れい子
１　決定年月日　平成29年８月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第４３８号
鹿児島県西之表市西之表7723番地、住民票上の住所鹿児島県西之表市西之表7723番地６
破産者　芝　　辰明
１　決定年月日　平成29年８月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係